

## 続 近 江 の 勧 請 吊

原 田 敏 丸

勧請吊（かんじょうづり）とは年頭のある定められた日に、村内の一帯の人々が集まつて大注連縄を作り、部落の入口または産土神の境内に張る行事である。近江の農村には未だにこの慣行を存続している部落が多い。就中部落入口の道を横切つて張り渡す勧請吊について、さきに本誌上にその概要を述べておいた（拙稿「近江の勧請吊」彦根論叢人文科学特輯第九号、以下前稿と称する）が、その後前稿作成当時調査もれの事例がいくつか発見され、そのうちには既に学会誌に報告されたものもある（荒木浩二「富波の勧請吊」社会と伝承第三巻第四号、民俗文化編集部「大津の春祭」題「民俗文化第一五号」）。小稿ではまずこれら新たに調査することができた事例についてその概要を述べ、さらに勧請吊の変化の様相について少しく考察してみたいと思う。

## 二

まず小稿で主として取扱う事例について、その慣行を存続している部落名・行事期日・注連縄の数・調査年月日を左に表示した。注連縄の名称としては勧請縄、行事の名称としては勧請吊が最も普通であるが、その外注連縄は単に「し

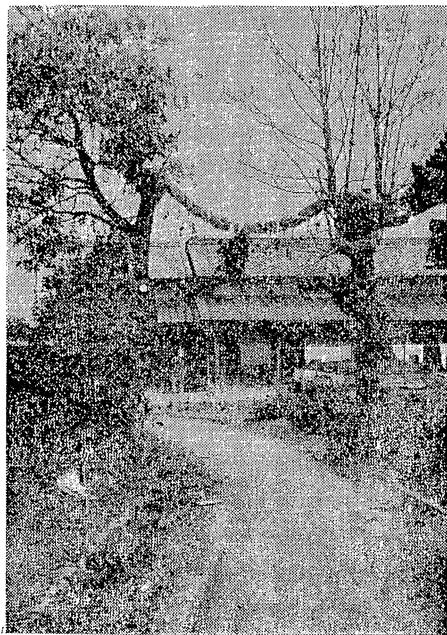
勧請吊追加事例一覽

慣行地	行事期日	注連縄の数	調査年月日
滋賀郡志賀町八屋戸甲 大津市中保町（現在は浜大津三十目のうち）	一月十五日 一月六日	三・一・四	
同 市石山北大路町	一月九日	二・一・六	
同 市石山国分町	一月八日	二・八	
野洲郡野洲町富波甲 同 町富波乙	一月三日	三・六	
蒲生郡日野町西明寺 同 郡蒲生町上麻生	一月五日 一月十六日	一・九	
同 町下麻生	一月七日	一・六	
近江八幡市岩倉町 八日市市尻無町	一月二十日 一月八日	二・一	
伊香郡余呉村下余呉 同 村八戸	一月三日	一・三	
* *			
〔備考〕① 本表は現在の慣行を基準として作成しているが、水印を付した部落は現在既に廢止しているので、旧時の慣行について表記した。 ② 注連縄の数の項に「大」とあるのは大注連縄、「小」とあるのは細縄の小かんじょう（本文参照）だけをかける箇所の数を示す。 但し神社境内にかける勧請縄は除いた。			
めなわ」（北大路）或いは「おはな」（国分）・「じや」（富波甲）、行事は「蛇打」（中保）・「神縄祭」もしくは「はなつり」（北大路・国分）等とも称せられる。勧請縄が掛けられる場所は何れも旧道上の部落出入口であつて、現在はこの外側にも家がある場合もあるが、昔はなかつたと伝えていることが多い（八屋戸・富波乙・尻無）。			

よう（細縄を編んで大注連縄の下にとりつけて垂らすもの）等、近江における勧請吊の基本的諸要素を具備しているのは富波甲・富波乙・上麻生・下麻生で、その外は小かんじようを欠くもの（尻無）や鳥くぐらずを欠くもの（北大路・国分・西明寺）があり、またこの両者ともに欠くもの（八屋戸）もある。



(1) 富 波 甲



(2) 富 波 乙

富波甲と富波乙の場合は何れも部落の西側のはざれにかけるが、大注連縄の中央下部に葉のついた木の枝を輪にし、その中を同じく葉枝で十文字に塞いだ鳥くぐらずを下げ、大注連縄の上部には鳥くぐらずの両側に夫々六本ずつ、計十一本の御幣を立て、下部には同じく鳥くぐらずの両側に夫々六本ずつ、

計十二本の小かんじょうを下げる(写真1・2)。

上麻生・下麻生の場合も御幣や小かんじょうの形こそ多少異つてはいるが、概ね富波甲・富波乙の場合と同様である。たゞ上麻生(下麻生)の鳥くぐらすは杉(檜)の枝を四角(三角)に折りまげたものを一つ重ね合せて八つ(六つ)の角をもつたものを縄の中央部に取りつけ、下麻生の場合はこの鳥くぐらずの上に一本とくに大きな御幣を立てる(写真3・4)。

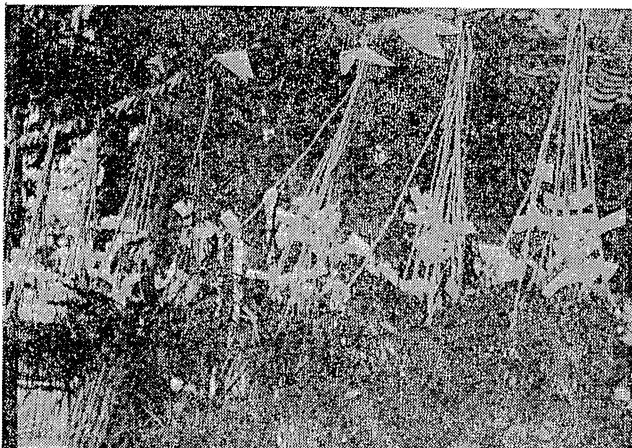
勧請吊行事を誰が行なうかについては前稿において(一)

全戸制・(二)輪番制・(三)選挙

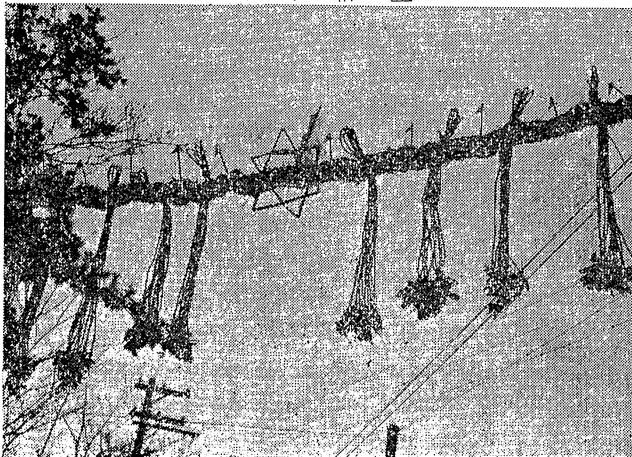
または抽籤制および(四)一部独占制の四類型を区別したが、今回は全戸制の一形態として八屋戸甲の事例があげられる。

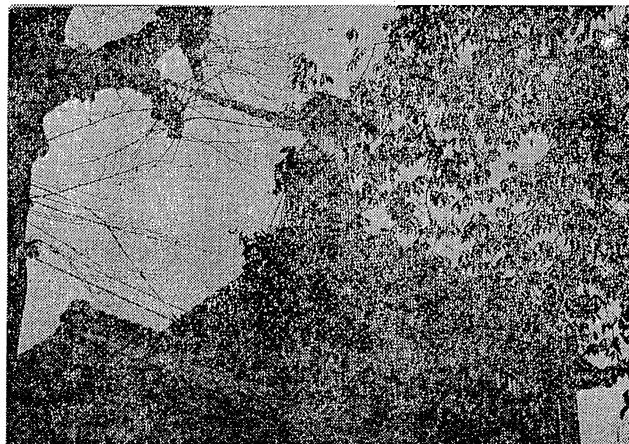
八屋戸では十五才から二十七才迄の青年会が部落中央の広場に集まって大注連縄を作製し、部落東南の入口にかける。

(3) 上 麻 生



(4) 下 麻 生





(5) 北 大 路

輪番制に属するものとしては北大路の場合がある。北大路ではかつては古くからの農家で而も本家のみ二十四戸がこの行事を行なつており、当時は産土神御靈神社の宮田があつて、その小作料でこの行事の経費をまかなつていた。ところが戦後は農地改革によつて宮田がなくなり、この行事も中断しかけた。そこで組織を変え、北大路内の五町（旭・長等・宮内・元・河原）の間で毎年廻り番を以て当番の町を決め、この町を中心として行事を継続することとなつた。すなわち十一月二十五日夜公民館に当番の町の役員十名・その他の町から夫々五名位宛計約二十名・青年団十名、総勢約四十名が集まつて、中央部を太くした大注連縄を作製する。

でき上るとかねて定められた「やど」に一月九日の「はなつり」まで預けておく。一月九日には上記四十名のうち青年団を除く三十名に自治会役員も加わつて「やど」に集まり、榊や紙四手をくくりつけた小縄（小かんじょう）を二十四本（閏年は二十六本）大注連縄にとりつけて、まづ旧道上部落西南の入口に張り渡し（写真5）、ついで他の一本を産土神御靈神社境内にかける。

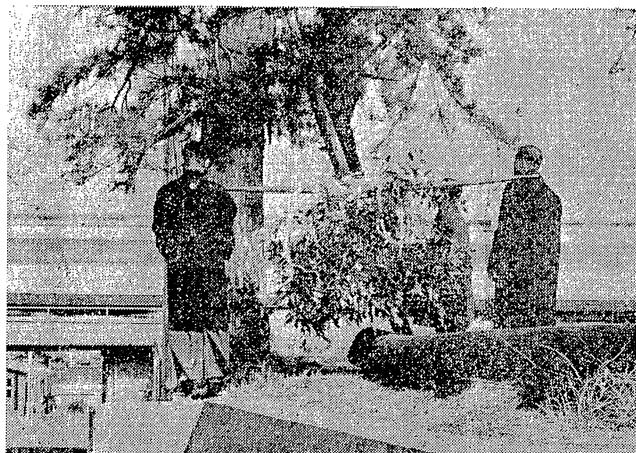
次に輪番制の特殊形態として上麻生・下麻生の例があげられる。両麻生ともに八人の「おとな」が行事の主体となる。何れも年令順に毎年一人ずつ交替する。すなわち「おとな」のうち最高令者が一人ずつやめてその代りに次の年令順位にある者が一人ずつ「おとな」に入る。上麻生ではこの八人の「おとな」が当日「堂」（産土神旭野神社に並ぶ法靈寺、無

住、天台宗)に集まって縄を作る。下麻生では同じく赤人寺(産土神山部神社に隣接する、無住天台宗)に集って縄をなう。

抽籤制の例としては尻無の場合がある。尻無では山の神祭りの世話役たる「しょうし(庄司)」一名を抽籤で決める。この二名が主体となり、これに「富しょうし」が加わって計三名で「かんじょうつり」を行う。年によつては社守もこれに

参加することもある。

(6) 国 分



次に一部独立制としては国分・富波甲・富波乙・西明寺および岩倉等の場合がある。国分では「はなつり」又は「かんじょうさい」というが、この行事は宮座株をもつ神道の家十七戸が主体(そのほか近津尾神社宮司および自治会長が参加)となり、年番「とうや」の家に集まって縄をなう。大縄の上に御幣を三本(昔は十一本)立て、小かんじょうを三たれ(昔は十二たれ)つけたものを二組作り、一つは近津尾神社参道にかけ、他の一つは部落東入口の松の大木にかける(写真6)。昔はここに道を横切つて張り渡したという。

富波甲では「八日神事の仲間」と称する十一戸が当日朝常樂寺(天台宗)へ各自藁を持ちよつて縄を作り、これを部落西側のはずれ、田の中の小道に張り渡す。宝曆十年富波村郷士中鳥帽子神事式目帳(常樂寺檀家当番廻持文書)には、「正月八日士家之面々至ミマテ枝葉ニ不レ残常樂寺ニ相集リ、勧請ヲナシ、昔西門ノ跡ニ納レ之、サキチヤウヲナシ」とあり、また「正月八日政式法之事」として「当番ノ者麻上下ニテ七日夜丑刻常樂

寺薬師ニ白米一升為御供、并御酒調進ス、八日卯ノ刻ヨリ士分ノ面々相集リ、勧請ヲナシ、戴ニキ御供・御酒ヲ、納ニメ之ヲ、サギチャウラナシ帰、麻上下ニテ当番ノ於ミテ家ニ一飯ス」とあるから、「かんじょうづり」を張る位置には昔西門があつたかと思われ、また「八日神事の仲間」とは右記録にいうところの「士家之面々」或いは「士分ノ面々」の後裔であるかと推測される。

富波乙では殆んど藤村・森・白井・竹内姓から成る特定の旧家十二軒が「かんじょうづり」を行なう。この組織を「十八講」と称するが、この講は古くから封鎖的な性格があつたとみえ、元禄十二年の定書（十八講当番廻持文書）には「從三往古」御講中筋目之内中絶之御衆中御講衆中間江御帰リ候ハ、先達而御講衆へ御断可有レ之候、其外先年筋目之由緒無レ之衆中江堅ク成不レ申候、為其捷如レ件」とあり、また延享二年この定書書替に際しては、「從三往古」御講筋目ニ而中絶之御方中間江御出講御座候共、先達而御講江御断可有レ之事、尤其外先年筋目之由緒無レ之人堅入講致間鋪事、又者由緒有レ之候者ニ而もあやしき人候ハ、中間之衆中相談之上ニ而入講致間鋪候事」とある。但し現在では講中の分家が講に加入することは認められている。

西明寺では昔からの株元、あるいは「おもや株」の家だけで「かんじょうづり」を行なう。ここでは部落の西と南の入口に当る村外れの道に夫々張り渡すが、西の方は頭を象ると思われる房があり、南の方は尾を象る房がつけられている。何れも大注連縄の下に小かんじょう十一本（閏年は十三本）をたらし、両側の木の下、道端に十三仏を立てる。頭は小字西谷・中出の株元五軒（もとは六軒あつた）、尾は小字東谷・沢・中出の株元四軒（最近まで五軒あつた）が受持つ。昔は小野へ出る道（西）が表通り、日野へ出る道（南）が裏通りと考えられたらしく、そのせいか頭を西の外れへ、尾を南の外れへつることになつてゐる。

岩倉では「南村講」と称する諏訪神社の宮世話十二軒だけが、毎年当番の家に集まり四本の注連縄（現在は小かんじょう



(7) 岩倉

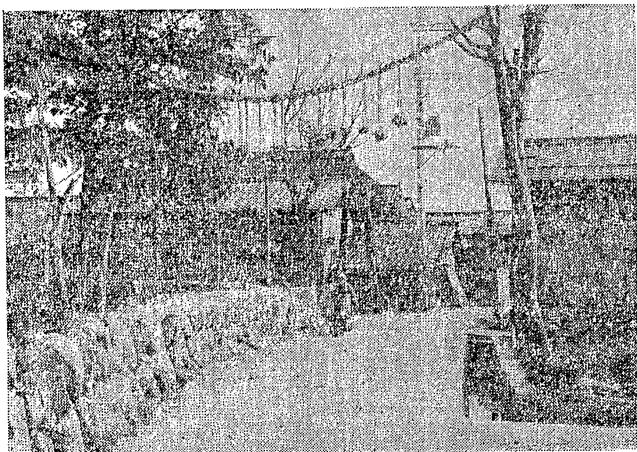
のみを作つて、夫々日野・水口・八幡・千僧供の方へ通ずる旧道上の部落入口にかける（写真7）。そのほか、北大路は上述のように現在こそ輪番制をとつてゐるが、かつては昔からの農家で本家のみ二十四戸だけ、「かんじょうさい」を行なつていた。

これら一部独占制の諸事例においては、何れも封鎖的な性格をもつてゐるのを特色とするが、然し国分では昔は「はなつり」の経費は区費（社寺費）を以てまかなかつていた。今は集まる人々が夫々若干の米と費用を持ちよることになつてゐるが、外に自治会からも若干の玉串料が今なお支出されている。西明寺ではこの行事の経費が現在でも部落協議費よりまかなわれている。これらの点は一部の人々でこの行事を行なつていても、本来部落全体がかかわりのある行事たる性格があることを示してゐると思われる。

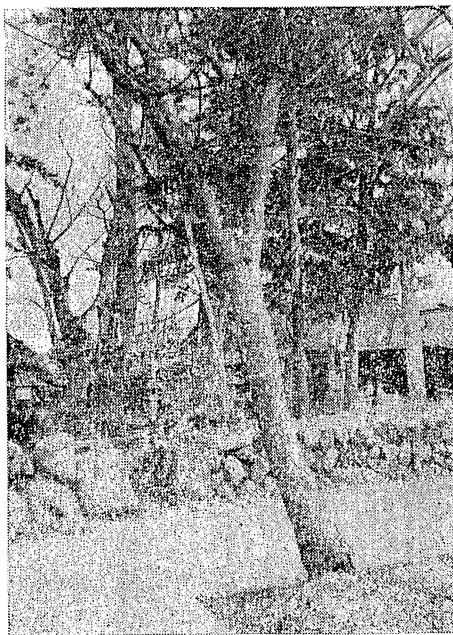
何故このような行事を行なうかについては厄病災難除けの趣旨を説く部落が多い（八屋戸・北大路・西明寺・上麻生・岩倉・尻無）が、富波甲については上掲宝曆十年鳥帽子神事式目帳には「古者国家安全・五穀成就・人生長久ノ為祈禱ノ」、正月八日於三江富山銀堂常楽寺二阿闍梨護摩加之秘法ヲ修ス、鳥帽子着之者集リ勧請ヲナシ、任<sub>三</sub>古例<sub>一</sub>昔西門之跡納<sub>二</sub>之、於三廻辺<sub>一</sub>サキチャウラナス」とあり、また尻無の鳥くぐらずの中に下げる祈祷札には「專祈、町内安全、風雨順調、火盜潜消、病魔退散、五穀豊穣、萬民快樂」と記されているから、主として安全と豊作の祈願をこめた行事であると考えてよか

らう。

二一



(8) 下 麻 生



(9) 下 麻 生

以上は追加事例について形態・組織等の概要を述べたわけであるが、次に勧請吊行事が時を経るにしたがつて示す変化の様相について若干の考察を加えておきたい。前稿において部落入口の「かんじょうづり」が神社境内へ移される傾向があることを指摘しておいた。その際証拠としてあげることができたのは何れも過去の事例であつて、聞取調査によつて知り得たものであつ

二二

た。ところが、小稿で採りあげている事例のうち、上麻生と下麻生の一例がまた同じ変化の過程を辿つており、とくに下麻生はこの成行を目の前で示してくれた。すなわち下麻生の場合、昨年までは部落北の入口に道をまたいで張り渡されていた（写真8）ところ、部落西を流れる日野川に新しく架橋して、そこから四メートル巾の道路を「かんじょうなわ」のつられている箇所で大森道に接続させるため、繩がかけられる一方の木を伐らざるを得なくなり、今年一月七日の行事より道に張り渡すことをやめて、神社境内に移すこととなつた。写真（9）は今年一月七日の行事当日に撮影したものであるが手前の木に昨年の注連縄の切れはしが下つており、向うには境内に新しく張った注連縄が見える。上麻生も現在こそ部落南の入口東側の旭野神社境内にとり入れられているが、五十余年前までは道の両側に櫻と棟の大木があつてこれに張り渡したものであるという。

次に位置は変らずとも、次第に簡略化し、さらに消滅の方向をたどる場合がある。簡略化する場合としては、大注連縄が廃止されて小かんじょうだけになる事例が多い。例えば岩倉の場合、かつては部落入口四箇所に夫々大注連縄を道に張り渡していたが、第二次大戦後は何れの箇所もすべて小かんじょうに祈祷札を添えたものだけとなつた（写真7）。富波乙の場合は上述の如く部落西の入口に現在大注連縄を張り渡すが、昭和三十九年までは同じ道路上更に西へ約百メートルの所にやはり道をまたいで同じかんじょうづくりを張つていた（写真10）。ところがこれは河川の氾濫で堤防が決壊し、かんじょうづくりがつられていた松の木が流失したため、現在は僅かに小かんじょうを一本だけ御幣とともに残つた傍らの木にかけるだけとなつた（写真11）。

全く消滅してしまった例として、伊香郡の事例があげられる。下余呂では明治末年頃まで一月七日夜当番の者が太い注連縄をない、八日は部落中の者が集まって大勢で縄をもつて部落内をねり歩き、旧道上部落南の入口に道をまたいだ形に張り渡したという。この時注連縄をかけた両側に立つ櫻の大木を「かんじやの木」と称したというから、この行事は勧請

(10) 富波乙



(11) 富波乙



吊と系統を同じくするものと推測される。

八戸では一月三日「つなうち」といつて、宮守宅に部落内三組から夫々二名ずつ計六名が集まり、太い注連縄を作り部落の入口に道を横切って張り渡した。これも十数年前廢止され、暫くは宮守だけで細い縄をかけていたが、間もなくこれも消滅した。

以上の如く簡略化または消滅の方向へ変化する傾向があるが、他方では消滅への道とは異なつて、変種を生み出す場合もある。中保の場合はまさしくそれで、中保町内九隣組から夫々二名ずつ計十八名と町役員が路地に集まつて蛇体を象つた大注連縄を作り、中保町を貫く旧国道西端の南側空地に張る(写真12)。中保町は産土神三尾神社の氏子三十箇町の宮元



(12) 中保

となる町方で、三尾神社相殿の祭神（蛇神）との因縁によりこの行事がはじまつたと伝えている。蛇打と称して「かんじょうつり」とこそいわないが、かつては同じ場所の国道を横切って張り渡したと伝えているし、その場所が中保町のはずれであること、および勧請吊の要素である鳥くぐらズ類似の蛇体の腹が垂れている点などから考えて、勧請吊の変種と推定して誤まりないかと考える。蛇体の恰好は大津市神出小閑町の長等神社に伝わる一月十四日から十六日にかけての綱打神事に際して作られる蛇体とよく似ているが、長等神社の場合も勧請吊であると断定するには今少し吟味を必要とするよう思う。